

令和4年12月17日からの大雪による災害の
被害を受けた方々へのご支援について

令和4年12月17日からの大雪による災害により、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧にお役立ていただくため、災害救助法適用による市町村にお住まいのお客様に対し、お届け印鑑の喪失等の被害について可能な限りの便宜を図り、全面的に支援させていただきます。

【災害救助法適用市町村】

※令和4年12月17日からの大雪により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、新潟県は4市に災害救助法の適用を決定した。

【新潟県】長岡市
柏崎市
小千谷市
魚沼市

[\(内閣府ホームページ\)](#)

また、お困りの点やご不明な点がございましたら、各本支店またはいちよしダイレクト<フリーダイヤル 0120-039-144>までお問い合わせ下さい。

役職員一同、被災地の皆様のご健康及び被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

以 上